

愛媛県ラグビーフットボール協会表彰規定

第1条 本協会は優秀団体・選手・功労者などに対して、その栄誉を称え第2条の表彰基準により表彰を行う。

第2条 愛媛県ラグビーフットボール協会表彰基準は下記の表の通りとする。

	種類	基準	備考
1	特別表彰	1. 全国大会に5年以上出場したチーム 2. 全国大会においてベスト4以上の成績を残した選手・役員 3. 全国大会で優秀選手に選ばれたもの 4. 本県出身者で日本代表及びそれに準ずる代表チームに選考されたもの 5. 本協会に対し特に功績のあったもの	左記以外で、会長が特別表彰に準ずると認めたものについては理事会の議を経て表彰することが出来る。
2	優秀チーム賞	1. 愛媛県代表として3年連続全国大会に出場したチーム 2. 県内における同一大会に3年連続優勝したチーム 3. その他、本協会が優秀と認めたチーム	5年・7年・10年連続時においても表彰する
3	優秀選手賞	1. 本県代表として全国大会に出場したもの（中学生以下） 2. 本県代表として国民体育大会に出場したもの（高校生） 3. 本県代表として国民体育大会に3年連続で出場したもの（大学生以上） 4. その他、本協会が特に優秀と認めたもの	1～3の種別で1回限りとする
4	優秀指導者賞	1. 永年にわたり選手及びチームの指導・育成に功績のあったもの 2. 県内の各地域において普及・育成に特に功績があると認めたもの 3. その他、本協会が優秀な指導者と認めたもの	同一人物、一回限りとする
5	協会功労賞	本協会の振興に貢献し、協会役員を15年以上歴任したもの	対象は、会長・副会長理事・監事とする。 表彰は理事退任時とする
6	協会特別賞	会長が特に必要と認めたもの	

第3条 本協会事務局は、毎年度末に対象者の調査を行い理事会に提出する。また表彰者名簿を作成し管理を行う。

第4条 本協会理事は、担当する各部会において表彰対象となるチーム・選手等を書面にて推薦し、理事会に上程することが出来る。

第5条 被表彰者及びチームなどの決定は、本協会の理事会において決定する。

第6条 表彰は原則として毎年1回年度末に行う。ただし、必要に応じて理事会の議を経て適時行うことが出来る。

第7条 表彰の方法はその都度、理事会の議を経て決定する。

第8条 会長は必要に応じて、表彰委員会を設けることが出来る。

第9条 本規定の改廃は理事会の議を経て行う。

附 則

本規定は、平成19年3月15日より施行する。

愛媛県ラグビーフットボール協会 表彰規定 細則

- 第1条 本協会表彰規定に基づき、以下の細則を定める。
- 第2条 優秀チーム賞及び優秀選手賞は、同一のチーム及び個人に対して当該年度1回を原則として毎年度ごとに行うことが出来る。
- 第3条 協会功労賞の対象となる役員とは、会長・副会長・理事・監事とする。
- 第4条 協会功労賞の表彰は、被表彰者が役員退任時に行う。
- 第5条 本協会表彰規定第2条6に記された協会特別表彰対象者とは、ラグビー競技のみならずスポーツ全般に関する調査研究や運営等に関して顕著な功績があるものなど、会長が特に必要と認めたものとする。
- 第6条 本細則の改廃は理事会の議を経て行う。

附則

本細則は平成19年3月15日より施行する。